

◎新潟県告示第1300号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、松之山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新し、同条第1項により、指定した松之山鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 松之山鳥獣保護区

(1) 区域

十日町市松之山新山地内の国道353号線と市道千年大荒戸線との交点を起点とし、同市道を北に進み市道松口大荒戸線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道松口松之山線との交点に至り、さらに同市道を東に進み松口地内で一般県道松代松之山線との交点に至る。ここから同県道を南に進み松口橋を渡り市道松口坪野線との交点に至る。ここから同市道を東に進み市道五十子平三桶線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み国道353号線旧道との交点に至る。ここから旧国道を東に進み一般県道五十子平真田線・市道高館東川線との交点を至り、同市道を南に進み東川地内で一般県道天水島東川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み天水島地内にて国道405号線との交点に至る。ここから同国道を西に進み三方峠に至る。ここから稜線に沿って北東に進み、独立標高（724メートル）・岩見堂・三角点（737.9メートル）・大松山を経て湯峠に至る。ここから市道湯本兎口線を北東に進み兎口地内で市道浦田松之山線に至り、同市道をさらに北東に進み市道黒倉松之山線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道赤羽線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、新山地内で国道353号線との交点に至る。ここから同国道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は広葉樹林、針葉樹林などが好適に配置されるなど林相の変化に富む地域であり、野生鳥獣の生息には極めて適した自然環境である。アカショウビンをはじめ多様な鳥獣が生息している。また、絶滅危惧種であるブッポウソウの県内での数少ない繁殖地域であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、「森の学校」キョロロを主体として「松之山野鳥愛護会」県愛鳥モデル校の「市立松之山中学校」の自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。